

交野市いじめ防止基本方針

令和7年3月改訂

交 野 市

目 次

【1】 はじめに	1
【2】 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	2
1. 交野市における基本方針の策定目的	
2. いじめの定義	
3. 基本理念及び基本的な考え方	
【3】 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	4
1. いじめの防止等のために市や市教育委員会が実施する施策	
(1) いじめの防止等のための組織等	
(2) いじめの防止等のために実施する施策	
2. いじめの防止等のために市立学校において実施する施策	6
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定	
(2) いじめの防止等に取り組む組織の整備	
(3) いじめの未然防止及び早期発見の取組み	
(4) いじめ事象への対応、支援・指導	
3. 重大事態への対処	9
(1) 重大事態とは	
(2) 学校及び市教育委員会による調査等	
(3) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	
【4】 方針、取組みの検証及び見直し	10
【5】 交野市における「いじめ重大事態対応チャート」	11
【6】 交野市における「全体図」	12

【1】はじめに

いじめは、子どもの心と体に、またその成長に大きく影響を及ぼす重大な人権侵害事象であり、その影響は子どもだけにとどまらず、家族にも深い心の傷を残します。

本市では、これまでも、「学校」、「市教育委員会」、「交野市立学校生活指導研究協議会」が連携し、いじめ問題の克服に向けて取組みを推進してまいりました。

いじめの未然防止、早期発見、様々な教育相談への取組みの充実を図るため、市教育委員会における教育相談体制としては、市教育センターに教育相談員を配置するとともに、必要に応じ、各校に臨床心理士を派遣してまいりました。

また、学校における教育相談体制としては、各中学校区（義務教育学校区含む）に、教育相談員、スクールカウンセラーを配置するとともに、スクールソーシャルワーカーを福祉の専門家として学校へ派遣し、更なる相談体制の充実に取り組んでおります。交野警察、枚方少年サポートセンター、子ども家庭センター等の関係機関や、各部局等とも連携し、いじめ防止の啓発活動等も行っておりまいた。

更に、日常的にきめ細やかな対応を行うため、本市独自の事業として、市立小学校（義務教育学校前期課程含む）において少人数学級の整備を実施するとともに、学校からの要請に応じて、市立学校に学校支援員を派遣し、子どもたち一人ひとりの声を受け止めることに努めてきました。そして、すべての教職員がいじめの防止に取り組むため、様々な研修を実施し、資質の向上に取り組んでいるところです。

しかし、昨今の社会の状況を俯瞰してみますと、これまでのいじめの要因に加え、SNS等インターネットによるいじめが絶えないこと、また、いじめが原因で痛ましい事案が生起していることから、早急な対策、対応等が求められています。そこで、このような状況を鑑み、本市では、いじめのない社会の実現をめざすために、市・市教育委員会・学校・家庭・地域が連携し、いじめの未然防止はもとより、重大事態への早急な対処及び同種の事態の発生の防止等の対策を総合的に推進するため、「交野市いじめ防止基本方針」（以下「交野市基本方針」という。）を平成29年7月に策定、令和3年3月に改定しました。

今後、本市では、「交野市基本方針」に基づき、市立学校や関係機関をはじめ、市全体でいじめの克服に取り組む、すべての教育活動において、子どもたちの安全・安心を確保し、子どもたちの健全育成を図り、いじめのない社会、いじめのない学校づくりを一層進めてまいります。

【2】いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項

1. 交野市における基本方針の策定目的

いじめは、子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題であると受け止めています。よって、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）の趣旨をふまえ、いじめ等の未然防止、解決を図るための基本事項を基本方針として定め、学校は国及び本市の方針を参酌して「学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定し、市、学校の両者が連携し、さらに家庭や地域とも協力しながら子どもが安心して笑顔で学べる学校づくりを進めます。

2. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
(法第2条)

この場合、「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ等）、当該児童生徒との何らかの人間関係をさします。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることを意味します。けんかは除きますが、外見的にけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性や対等性に着目した見極めが必要になります。

一方、好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに心身の苦痛を感じさせてしまった場合など、すぐにその行為を行った子どもが謝罪し、教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができる場合においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。

ただし、「いじめ」事象として、学校の「いじめ防止等の対策のための組織」への情報共有は必要です。

3. 基本理念及び基本的な考え方

- いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行わなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(法第3条)

以上の基本理念を踏まえ、以下のような基本的な考え方に基づき、いじめの防止等のための対策を推進します。

- いじめは重大な人権侵害事象として絶対に許されないことであり、根絶すべき社会の課題であること、また、いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるとの意識を持ち、いじめが発生した場合、学校教育全体の課題として受け止め、被害を受けた児童生徒の人権を守るために迅速かつ適切に組織的対応をすること。
- 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの加害者、被害者だけでなく、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」や「観衆」としてはやし立てたりする等の存在にも注意を払い、子どもたちに対する指導の充実によって子ども集団の人権意識を高め、さらに、日常の教育活動における集団づくりや自らいじめを乗り越える力を引き出すこと（エンパワーメント）の推進に努めること。
- あらゆる教育活動の基盤として、自己肯定感を高めるなど人権感覚の涵養とともに、自他の違いを尊重し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性を育むことができるような教育活動を推進すること。
- いじめが学校の内外を問わず起こりうることから、学校と市が連携して、家庭や地域社会から広くいじめに関する情報提供を求める等、交野市全体でいじめ防止対策等の取組みを推進すること。

※交野市では、それぞれの行為が「いじめ」にあたるかの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた子どもの立場に立って行います。

【3】いじめの防止等のための対策に関する事項

1. いじめの防止等のために市や市教育委員会が実施する施策

(1) いじめの防止等のための組織等

「交野市立学校生活指導研究協議会（学校警察連絡協議会を含む）」

○交野市立学校生活指導研究協議会（学校警察連絡協議会を含む）において、いじめの防止等に関する機関及び団体（以下「関係機関等」という。）との連携を図る。その構成員は、市教育委員会、市教育センター、交野市小・中・義務教育学校校長会代表、市立中学校（義務教育学校後期課程含む）生徒指導主事、市立小学校（義務教育学校前期課程含む）代表生活指導担当教員、子ども家庭センター、交野警察、枚方少年サポートセンター、市子育て支援課、協助員等とする。

※「交野市立学校生活指導研究協議会」は、主に以下の内容を担うものとする。

- ・関係機関等との相互の情報の交換及び共有化を図り、連携及び協力を推進すること。
- ・その他いじめの問題等の早期発見、早期対応等についての指導・助言に関すること。

「いじめ問題対策チーム」

○いじめ問題に対して迅速かつ適切な対応を実効的に行うため、市教育委員会に「いじめ問題対策チーム」を必要に応じて置く。その構成員は、市教育委員会指導主事、市教育センター、臨床心理士、スクールソーシャルワーカー等を中心とし、その他市教育委員会が適当と認めた者とする。

「交野市いじめ問題対策連絡協議会」

○いじめの防止等に関する本市の関係部課と関係機関等との連携を強化するため、交野市立学校代表、市教育委員会、市教育センター、子ども家庭センター、大阪法務局、交野警察、臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、その他関係機関等に属する者を加え、条例により「交野市いじめ問題対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

「交野市立学校いじめ対策審議会」

○本市におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うため、子どもたちの生命に関わる等重大な事案が発生した場合は、当該事案がいじめに起因するものであるかどうか、中立かつ公正な第三者の立場から調査等を行うために、市教育委員会の附属機関として、条例により「交野市立学校いじめ対策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。この審議会は、市教育委員会と「連絡協議会」との円滑な連携のもとに設置され、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係または特別の利害関係を有しない弁護士、人権の専門家、学識経験者、心理の専門家、福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する第三者で構成し、その公平性・中立性を確保する。

(2) いじめの防止等のために実施する施策

「いじめの防止等に関する施策」

○自立と共生の教育を基盤に、すべての教育活動を通じて、「ともに学び、ともに育つ」ことを基本観点として、「であい」や「つながり」を大切に、安心して学ぶことができるような教育活動を推進することがいじめの防止の原点であることを認識し、各学校における人権尊重の精神に立った学校づくりを支援する。

○学校におけるいじめ防止等の取組みを点検するとともに、その取組みの充実を図るための教職員の資質向上及び学校の生徒指導体制の充実に資するため、市教育委員会、市教育センターによる定期的な学校訪問や、いじめの防止、成長を促す指導等を内容とした教職員研修を行う。

○子どもたちを取り巻く多くの大人が、悩みや相談を受け止めることができるようにするため、家庭や地域の関係団体との連携を促進する。

○いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度等について、必要な広報その他の啓発活動を行う。

○発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめの未然防止や早期解決に向け効果的に対処するため、大阪府教育庁、市町村教育委員会、大阪府警察本部及び関係機関等で構築される「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」との連携を促進する。

※「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」とは

インターネット上のいじめや有害サイトへのアクセスによる犯罪被害等の事案の未然防止や早期解決を図ることを目的に、全国で初めて構築されたネットワークのこと。

「いじめの早期発見と相談体制の整備に関する施策」

○学校からの要請に対し、心理、福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等及び管理職OB等を派遣し、学校の取組みを支援する。

○いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備・周知するとともに、機能の充実を図る。

○児童生徒の立場から見たいじめ事象に関する実態把握を行い、いじめ問題に対する取組みの充実を図るために「こころとからだのアンケート」を学期に1回実施する。

「いじめに対する措置」

○いじめを受けた児童生徒及びその他の児童生徒が安心して教育が受けられるようにするために万全を期すとともに、大阪府教育庁及び市教育委員会による「問題行動対応チャート」を参考に犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、学校及び警察、枚方少年サポートセンター等と連携して速やかに対処する。

学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

(法第23条第2項)

○法第23条第2項の規定による報告を受けたときは、学校に対し必要な支援を行い、若しくは必要な措置を執ることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行う。また、いじめを行った児童生徒に対しても、改善に向けて適切な指導が行われるよう学校と連携して対策を行う。

2. いじめの防止等のために市立学校において実施する施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

○各学校は、法第13条の規定に基づき、国や市の基本方針を踏まえ、いじめ防止等の基本的な方向や取組みの内容について定める、「学校基本方針」を策定する。また、策定した「学校基本方針」は、各学校の教育計画やホームページに掲載するとともに、その内容を入学時や各年度の開始時に子どもたちや保護者、関係機関等に周知する。

(2) いじめの防止等に取り組む組織の整備

○いじめの防止等に関する対応を効果的に行うため、校長、副校長、教頭、いじめ対応担当教員、生徒指導（生活指導）担当教員、養護教諭、その他関係者により構成するいじめの防止等のための組織（いじめ防止対策委員会）を設置する。なお、必要に応じて心理、福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、警察等、その他の関係者を加え組織の充実を図る。

(3) いじめの未然防止及び早期発見の取組み

○一人ひとりの児童生徒が、何よりも人間の生命がかけがえのないものであり、生命を尊重することの大切さを十分理解した上で、その発達段階に応じ自分の大切さとともに他の人の大切さを認め、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に表れるよう教育活動を推進する。

○教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育、体験活動等を通して児童生徒の社会性を育むとともに、いじめは絶対許さないという意識の醸成を図る。

○日常の教育活動におけるいじめを許さない集団づくりや、児童生徒が自らいじめを乗り越える力を引き出すこと（エンパワーメント）の推進に努めるとともに、早期発見のため日常より教職員がアンテナを高くし、子ども理解に努める。

○いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対応について、保護者と連携していじめの防止等に努める。

○「こころとからだのアンケート」に加え、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受けとめられるよう個別面談、個人ノート等を活用し、各学校の実情に応じた実態把握を行う。

○各校の担当教員が、他校と取組み状況や情報交換等を行うことにより、自校のいじめ問題解決へ体制整備の充実、迅速かつ効果的な対応の推進を一層図る。

○ネット上のトラブルや誹謗中傷の書き込み等の課題に対しては、児童生徒への指導に加え、保護者への啓発活動を行うとともに、必要に応じて、市教育委員会、関係機関等と連携し対応する。

○いじめに関する相談を受け付けるための校内体制を整備し、児童生徒や保護者に周知する。

○9年間教育を推進し、小中学校（義務教育学校含む）9年間を見通した取組みを行うことで、未然防止に努める。

「早期発見に向けて」

「いじめ」はどの学校でもどの子どもにも起こりうる

- ①教師による発見 ②本人や保護者の訴え・相談
- ③他の児童生徒の訴え・相談

- ・児童生徒の発するサインを鋭くキャッチする
- ・情報網（校内、地域、保護者等）を張りめぐらし、情報収集力を高める
- ・児童生徒との人間関係を深め、児童生徒の立場に立って相談に応じる
- ・被害児童生徒や保護者の痛みを共感する
- ・いじめは人権侵害であるという視点を持つ
- ・被害者にも原因があるという見方はしない
- ・いじめの背景にも視点をあて、根本的な課題解決に努める

（４）いじめ事象への対応、支援・指導

○いじめが疑われる事案を発見、確認した場合は、学校基本方針に則り、早急に事案の把握を図る。いじめを認知した場合は、市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ対応担当教員を中心とした組織的対応により適切な支援・指導を進めることとする。

（５）いじめ解消の定義

○いじめが「解消している」状態については、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校のいじめ防止対策委員会の判断により、長期の期間を設定するものとする。

学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校のいじめ防止対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

また、上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、1つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該のいじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもについては、日常的に注意深く観察する必要がある。

「事実関係の把握」

○関係者からの聞き取りやアンケート等の調査により事実関係を確認し、指導方針、指導体制を決定する。

- 
- ①被害児童生徒の状況に応じた対応
 - ②情報整理のための時系列メモの作成及び市教育委員会への報告
 - ③教育委員会へ指導主事、臨床心理士等の派遣要請

「児童生徒への支援、指導」

○被害側、加害側の保護者に対し、事実関係や指導方針等について早期に説明する。

○被害児童生徒への援助・ケアを行う。

- 
- ①心理的事実を受け止める ②具体的援助法を示し、安心感を持たせる
 - ③良い点を認め、自信を与える ④人間関係の構築 ⑤自己理解を深める

○加害児童生徒への指導及びその後のケアを行う。

- 
- ①事実関係、背景、理由等の確認 ②不満、不安等の訴えを十分聴く
 - ③被害者のつらさに気づかせる ④課題を克服するための援助を行う
 - ⑤役割体験などを通して学級集団への所属感を高める

○まわりの児童生徒への指導及びその後のケアを行う。

- 
- ①「傍観者」や「観衆」的な立場の児童生徒への指導
 - ②学級や学年全体に対する指導

「事後の対応」

○引き続き、被害児童生徒への援助・ケアや見守り活動を学校全体で行う。

○今後のいじめ防止のため、いじめ防止対策委員会で事象の検証や教訓化を図る。

3. 重大事態への対処

いじめの重大事態に対しては、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月 文部科学省）を踏まえ適切に対応する。

（1）重大事態とは

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(法第28条第1項)

「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義をふまえ、年間30日間を目安としているが、日数だけではなく、子どもの状況等、個々のケースを十分把握しなければならない。ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず学校の設置者又は学校の判断により迅速に調査に着手することが必要である。

また、子どもや保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と捉えていたとしても、重大事態として対応しなければならない。

（2）学校及び市教育委員会による調査等

- 学校は、重大事態と思われる事案が発生したときは速やかに市教育委員会に報告する。報告を受けた市教育委員会は、「いじめ重大事態対応チャート」により当該重大事態に対応する。
- 学校及び市教育委員会は重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、質問票の使用等、その他の方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- 学校及び市教育委員会による調査（「審議会」による調査も含む）に際しては、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係その他の必要な情報について、他の児童生徒のプライバシーの保護に十分配慮する等適切な方法により情報を提供する。あわせて市教育委員会は、調査の結果を市長に報告する。

（3）調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

「再調査」

- 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行う。再調査についても、市教育委員会等による調査同様、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

「再調査を行う機関の設置」

- 再調査を実施する機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や特別の利害関係を有しない専門的な知識及び経験を有する第三者等で構成し、当該調査の公平性・中立性を図る。

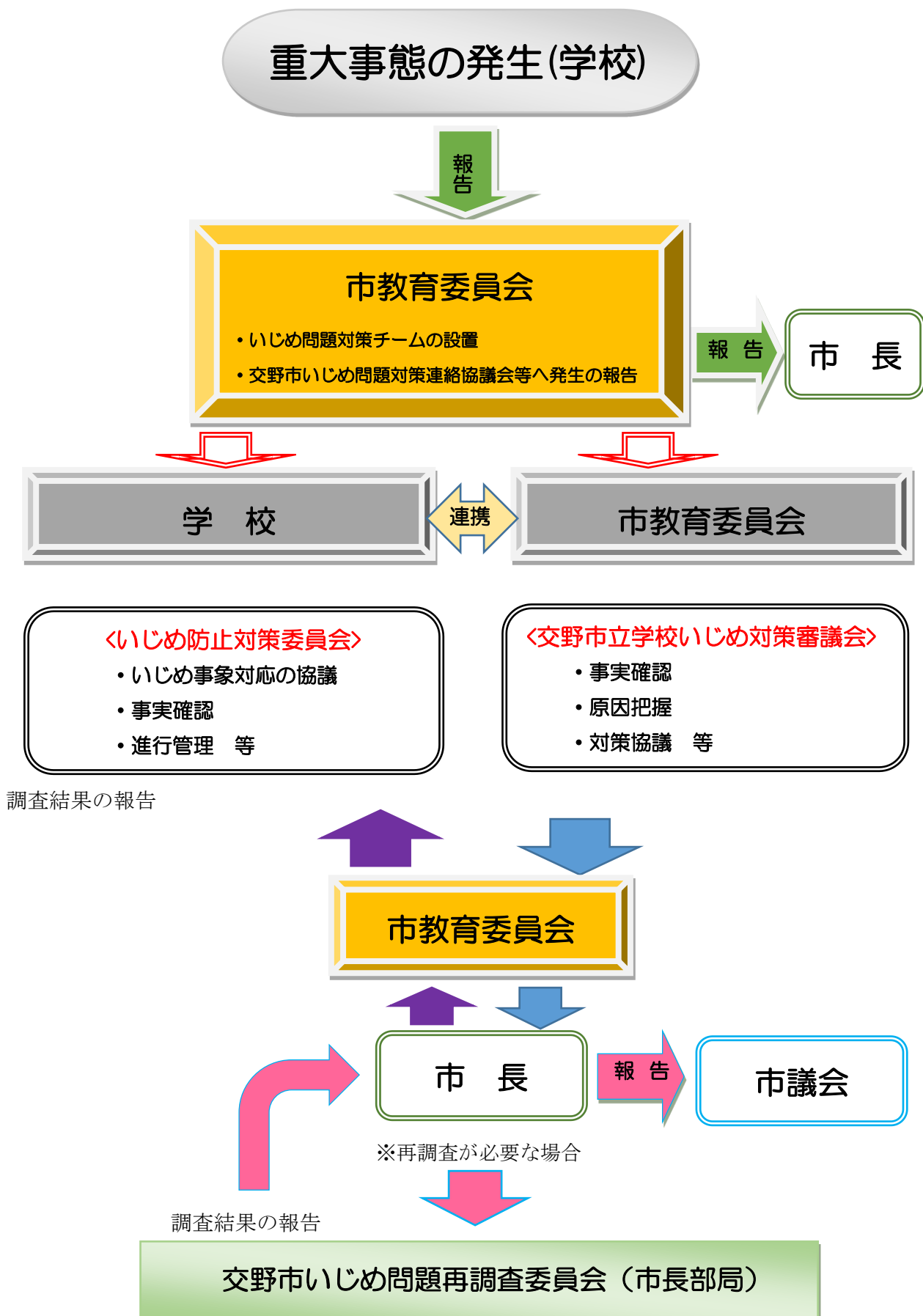
「再調査の結果を踏まえた措置等」

- 市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処等のために必要な措置を講ずる。また、再調査を行ったとき、市長は、その結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。

【4】 方針、取組みの検証及び見直し

- 市教育委員会は、交野市基本方針並びに交野市基本方針に定めるいじめ防止等の取組みが実効的に機能しているかを検証し、必要に応じ見直しを図るものとする。
- 学校は、いじめの防止等に向けた取組みについて、学校の実情に即し十分に機能しているか否かについて検証することにより、必要に応じ学校基本方針の見直しを図るものとする。

【5】交野市における「いじめ重大事態対応チャート」



【6】交野市における「全体図」

